(3)　両空港の機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設等及び両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理

(4)　大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

(四)　会社は、常にその事業を適正かつ効率的に営むことに配意するとともに、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済その他の会社の経営基盤を強化するために必要な措置及び両空港に係る公共施設等運営権の設定を適時に、かつ、適切な条件で実施するとともに、当該公共施設等運営権を設定した場合における3(一)の特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第一〇条関係)

(五)　関西国際空港の空港用地（以下単に「空港用地」という。）の適正かつ確実な管理の実施及び会社の経営基盤の強化を図るため、当該空港用地の保有及び管理は、国土交通大臣が指定する株式会社（以下「指定会社」という。）が行うとともに、指定会社は、当該空港用地を会社に貸し付けることとした。(第一一条関係)

(六)　指定会社は、会社に対する空港用地の貸付けに係る貸付料その他の貸付けの条件について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。(第一三条第三項関係)

(七)　政府は、会社又は指定会社の債務について、保証契約をすることができることとした。(第一九条関係)

(八)　会社及び指定会社の監督に関する所要の規定を設けることとした。(第一三条第五項、第二二条、第二七条、第二八条等関係)

3　特定空港運営事業に係る関係法律の特例等

(一)　会社が、民間資金法第六条の規定により、2(三)の事業に係る特定事業（関西国際空港又は大阪国際空港の運営等を行い、着陸料等を自らの収入として収受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。）を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならないこととした。(第二九条第一項関係)

(二)　会社は、民間資金法第七条第一項の規定により特定空港運営事業を実施する民間事業者を選定しようとする等の場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならないこととした。(第三〇条第一項関係)

(三)　会社は、民間資金法第一〇条の七の規定により同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴収する場合には、その金額について、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。(第三〇条第四項関係)

4　協議会

会社は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。(第三四条関係)

5　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。(第三六条～第四三条関係)

6　附則

(一)　会社の設立並びに関西国際空港株式会社（以下「関西空港会社」という。）の事業等及び独立行政法人空港周辺整備機構の業務等の会社への適正かつ円滑な承継を図るために必要な事項を定めることとした。(附則第二条～第六条関係)

(二)　この法律の施行の時までに関西空港会社が借り入れた借入金に係る債務及びこの法律の施行の時において発行されている関西空港会社の社債に係る債務については、会社及び関西空港会社が連帯して弁済の責めに任ずることとした。(附則第七条関係)

(三)　大阪国際空港において、空港機能施設事業を行う者として空港法第一五条第一項の規定による指定を受けている者が、施行日以後引き続き当該空港機能施設事業を行う旨を国土交通大臣に申し出た場合には、施行日以後は、当該申出を行った事業者を同項による指定を受けた者とみなして、当分の間、同法の規定を適用することとした。(附則第一八条関係)

7　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一四五号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二三年法律第二二号）のうち、東南アジア諸国連合日本政府代表部に関する部分は、平成二三年五月二六日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（外務省）

1　東南アジア諸国連合日本政府代表部に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。(別表第一及び別表第二関係)

2　この政令は、平成二三年五月二六日から施行することとした。

◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（財務省）

1　食料安定供給特別会計の米管理勘定において、米穀の貯蔵、加工及び売渡しに関する業務を一括した委託契約をする場合において、一般競争に付するときは、その委託数量の範囲内において数量及び単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次委託数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができることとした。(第一九条関係)

2　1による競争に付した場合において、落札数量が委託数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときに、随意契約によることができることとした。(第二四条関係)

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一四八号）（経済産業省）

1　内外の金融秩序の混乱のため出資を行うことが一般に困難と認められる期間に「平成二三年五月二五日から平成二四年三月三一日まで」を追加することとした。(第四条関係)

2　この政令は、公布の日から施行することとした。